

別表第1（第33条関係）

	保育の必要性に係る認定事由			基本点数	保育の必要量	必要書類	
1	就労	週5日以上	1日平均8時間以上	100	保育標準時間	就労証明書	
			1日平均6時間以上 8時間未満	75	保育標準時間		
			1日平均4時間以上 6時間未満	50	保育標準時間・保育 短時間		
		週4日	1日平均8時間以上	80	保育標準時間		
			1日平均6時間以上 8時間未満	60	保育標準時間・保育 短時間		
			1日平均4時間以上 6時間未満	40	保育短時間		
		週3日	1日平均8時間以上	60	保育短時間		
			1日平均6時間以上 8時間未満	45	保育短時間		
			その他	40	保育短時間		
		週2日	1日平均8時間以上	30	保育短時間		
2	妊娠、出産		出産予定日の前後各 8週間以内	70	保育標準時間・保育 短時間	母子手帳	
3	保護者の 疾病、障がい	疾 病・ 負傷	入院等	入院（入所）16日以 上（保育期間は、1 年以内の必要な期間 とする）	100	保育標準時間	診断書
			入院外	保育が非常に困難 で、常時（週5日以 上）援助を必要とす る。（保育期間は、	80	保育標準時間	

				1年以内の必要な期間とする)			
				保育が困難で、頻繁（週3日程度）に援助を必要とする。（保育期間は、1年以内の必要な期間とする）	60	保育標準時間・保育短時間	
		障がい	手帳所持者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている等、保育が常時困難	80	保育標準時間・保育短時間	障害者手帳又は診断書
				身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けている等、保育が著しく困難	60	保育標準時間・保育短時間	
				身体障害者手帳4級の交付を受けている等、保育が困難	40	保育標準時間・保育短時間	
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	週5日以上		身の回りのことはほとんどできない（要介護度5）	90	保育標準時間・保育短時間	介護保険被保険者証又は診断書
				日常生活に著しい制限を受け、常時援助が必要（要介護度4）	70	保育標準時間・保育短時間	

				日常生活に著しい制限を受け、頻繁に援助が必要（要介護度3）	55	保育標準時間・保育短時間		
			週4日程度	日常生活、社会生活に一定の制限を受ける（要介護度2）	35	保育標準時間・保育短時間		
5	災害復旧	本人被災			1,000	保育標準時間・保育短時間	罹災証明書等	
6	求職活動				25	保育短時間		
7	就学	通学	週5日以上	1日平均8時間以上	100	保育標準時間	就学証明書、履修時間等の確認ができる書類	
				1日平均6時間以上 8時間未満	75	保育標準時間		
				1日平均4時間以上 6時間未満	50	保育標準時間・保育短時間		
			週4日	1日平均8時間以上	80	保育標準時間		
				1日平均6時間以上 8時間未満	60	保育標準時間・保育短時間		
				1日平均4時間以上 6時間未満	40	保育短時間		
			週3日	1日平均8時間以上	60	保育短時間		
				1日平均6時間以上 8時間未満	45	保育短時間		
			その他	週3日	その他	40		保育短時間
			8	虐待・DV	虐待等（児童相談所長通知が発出された世帯等）			999
DV（家庭裁判所から保護命令が出された等）					100	保育標準時間		
9	育児休業取得時に、既に保育を利用している				100	保育標準時間・保育		

	子どもがいて継続利用が必要であること			短時間	
10	その他、上記に類する状態として市が認める場合		20～100	保育標準時間・保育短時間	
11	管外受託	石狩市外に居住している場合	30		

備考

- 1 認定事由が就労又は就学の場合の時間数は、休憩時間を含むものとする。
- 2 保護者（父母。ただし、父母がいない場合は、その他の保護者とする。）それぞれの基本点数の合算を、申請に係る小学校就学前子どもの基本点数とする。
- 3 保護者が複数の認定事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の認定事由とする。
- 4 「11 管外受託」の項目は原則、この項目以外の加算は行わないが、石狩市に所在する認定こども園等で保育業務に従事する保護者がいる場合においては、この項目によらず石狩市に居住する者とみなし評点する。